

◆伊賀の魅力に触れてみませんか

## 伊賀上野・城下町のおひなさん

【問い合わせ】観光戦略課  
☎ 22-9670 FAX 22-9695



中心市街地の本町通り周辺を中心に、町家や商店などに新旧さまざまなひな人形を展示します。飲食店や和菓子店では、ひ

な祭りをテーマにしたランチメニューやお菓子などを販売します。

また、期間中着物を着て協賛店で買い物をした人にはそのお店で特典があります。着物は着付会場があり、レンタルもできますので普段なかなか着る機会のない人はぜひ着てみてください。

ほかにも伊賀の名産が抽選で当たるクイズ&スタンプリヤや伊賀焼などの各種おひなさん製作体験、なりきりおひなさん体験、おひなさんにちなんだ絵手

紙・俳句の展示、おひなさんを鑑賞しながらお茶で一杯できる雛見茶会や、新たにhinami cafeの開催など、楽しい企画が盛りだくさんです。

### 【とき】

2月20日(出)～3月3日(休)

午前10時～午後4時  
(会場によって異なる)

【ところ】本町通り周辺

### 【問い合わせ】

○平日：

伊賀上野・城下町のおひなさん実行委員会事務局（観光戦略課内）

○土・日曜日、祝日：

伊賀上野観光協会  
☎ 26-7788



◆風邪やインフルエンザの予防のため、手洗いやうがいをしましょう

## 応急診療所だより

【問い合わせ】医療福祉政策課  
☎ 22-9705 FAX 22-9673

◆冬の代表的な病気は風邪やインフルエンザ

風邪の8～9割はウイルスが原因で、成人では平均1年に2～3回、小児では5～6回も風邪ウイルスに感染していると言われています。

インフルエンザをはじめ、風邪やノロウイルスなどのウイルスや細菌は、手を介して感染が拡大と言われています。

もちろん、咳やくしゃみからウイルスや細菌を吸い込んでしまう「飛沫感染」でも感染します。しかし、意外なことに一番多いのは、手を介した感染です。

「鼻をかむ」「鼻を手でこする」「くしゃみや咳を手で覆う」などの動作でウイルスが手に付着します。

自分の眼や鼻、口腔を触ったり、食事したりすることで、ウイルスが体内に侵入してきます。手にウイル

スが付着することを未然に防ぐことは困難です。

◆手洗い・うがいを習慣づけましょう

帰宅時や食事前だけでなく、トイレのドアや職場の入り口など不特定多数の人が触るようなものに触れた後にも可能な限りしっかり手洗いをすることが大切です。きちんと手を洗っても、その手を拭くタオルが汚れていたら増殖した細菌が再び手に付着してしまいます。

少し神経質なようですが、風邪やインフルエンザなどの感染予防のためには、頻りに手洗いをすることが風邪やインフルエンザから身を守る予防方法です。

帰宅したら、手洗い・うがいは日常的に取り入れたいものです。これらの行為によりさまざまな感染症から身を守ることはできるのではないのでしょうか。

### ◀ 伊賀市応急診療所 ▶

市民の皆さんの命と健康を守るため、休日・夜間に発病したとき、内科・小児科の応急処置が受けられる応急診療所を開設しています。

次のことにご留意の上、受診してください。

○薬の調剤は院外処方、処方原則1日分です。

※連休・年末年始は除きます。

○点滴やレントゲン検査はできません。

【所在地】上野桑町 1615 番地 ☎ 22-9990

【診療科目】一般診療・小児科

【診療時間】○月曜～土曜日：午後8時～11時

○日曜日・祝日：午前9時～正午、午後2時～5時、午後8時～11時

※受付時間は診療終了時刻の30分前まで

◆ 農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか

# 農業者年金をご利用ください

【問い合わせ】 農業委員会事務局  
☎ 43-2312 FAX 43-2313

## ◆ 現役を退いた後もあなたの人生は続きます

- 65 歳からの平均余命は…  
⇒男性：16 年 女性：22 年  
(厚生労働省 平成 26 年簡易生命表より)

## ◆ 老後の生活は、こんなにお金がかかる

- 高齢農家世帯（世帯主が 65 歳以上の夫婦 2 人）の場合の老後の家計費 ⇒月額：約 23 万 8 千円
- 国民年金だけでは… ⇒月額：約 13 万円

**1 カ月あたり約 10 万 8 千円不足**

## ◆ 農業者年金のメリット ◆

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金
- 終身年金で 80 歳までの保証付き
- 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象
- 手厚い政策支援、保険料に国庫補助も
- ◇ 加入要件 ① 国民年金第 1 号被保険者  
② 年間 60 日以上農業に従事している人  
③ 20 歳以上 60 歳未満の人

農業者であれば加入できます！

## ■ 農業者年金の年金額の試算額

加入年齢	納付期間	性別	試算額（年額） ※月額 2 万円の保険料
20 歳	40 年	男性	81 万円
		女性	69 万円
30 歳	30 年	男性	54 万円
		女性	46 万円
40 歳	20 年	男性	32 万円
		女性	27 万円
50 歳	10 年	男性	14 万円
		女性	12 万円

※この試算は、通常加入で 65 歳までの運用利回りが 2.5%、65 歳以降の予定利率が 0.75% となった場合の試算です。運用利回りは加入後の経済変動などにより上下します。制度発足以降の 12 年間(2013 (平成 25 年) まで)の運用利回りの平均は年率 2.53% です。予定利率は毎年度農林水産省告示により定められ、2015 (平成 27) 年度は 0.75% です。

## パブリックコメント(ご意見)募集

伊賀市景観計画一部修正（中間案）  
伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区  
景観計画一部修正（中間案）



市では、2009（平成 21）年 1 月から「伊賀市景観計画」「伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区景観計画」を運用しています。

市民の皆さんなどとの協働による景観まちづくりの推進に向けて、これらの計画の内容をよりわかりやすく補足するために計画の一部修正を行っています。

そこで、「伊賀市景観計画一部修正」「伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区景観計画一部修正」の中間案に対して、皆さんのご意見を募集します。

### 【募集内容】

「伊賀市景観計画一部修正（中間案）」「伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区景観計画一部修正（中間案）」に対するご意見

### 【提出先・問い合わせ】

〒 518-1395 伊賀市馬場 1128 番地  
伊賀市建設部都市計画課  
☎ 43-2314 FAX 43-2317

### 【閲覧場所】

都市計画課・各支所振興課・各地区市民センターにある資料または市ホームページをご覧ください。

### 【提出方法】

住所・氏名・電話番号・意見の件名を記入し、ご意見（「該当箇所」とそれに対する「意見内容」）を記載の上、郵送・ファックス・Eメール・持参のいずれかで提出してください。

※提出いただいたご意見は、市の回答と併せて市ホームページで公表します。

※個別の回答はしません。また、提出された意見などは返却しません。

【募集期限】 2 月 22 日(月)

✉ tokei@city.iga.lg.jp

※持参の場合は、各支所振興課・各地区市民センターでも受け付けます。

